

# ○大府市三世代住宅支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子世帯及び親世帯の同居及び近居を促進し、世代間の支え合いにより、子育てや介護における不安及び負担を軽減するとともに、市内の住宅の耐震化率の向上を図るため、予算の範囲内において交付する大府市三世代住宅支援事業費補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親 子(その配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))を含む。以下同じ。)の父母又は祖父母であって、三世代同居又は三世代近居の開始の日より1年以上前から市内に継続して居住している者をいう。
- (2) 孫 子に監護されている15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 子世帯 子が同一世帯内に孫と同居している世帯又は妊娠中の子がその出生後の孫と同一世帯内で同居する予定である世帯をいう。
- (4) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (5) 住宅 一戸建ての住宅及び併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限り。)で個人が所有又は共有(次条に規定する補助の対象者間において共有する場合に限り。)をいう。
- (6) 三世代同居 親世帯と子世帯が、同一敷地内に居住することをいう。
- (7) 三世代近居 市内に、親世帯と子世帯がそれぞれの住宅に居住(三世代同居を除く。)することをいう。
- (8) 新築等 住宅を新築、増築又は改築することをいう。
- (9) リフォーム 三世代同居又は三世代近居のための住宅の営繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、三世代同居又は三世代近居をする子又は親で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子世帯の全員が、第6条の規定による補助事業の認定申請の日前1年間において、親世帯と同一敷地内に居住していないこと。ただし、三世代近居をする子世帯が、当該申請時に市内に居住している場合は、子世帯が自ら賃貸借契約を締結した住宅に居住しているときに限る。
- (2) 親世帯及び子世帯の全員が、市税(転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (3) 親世帯及び子世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けていないこと。

- (4) 親世帯及び子世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 親世帯及び子世帯の全員が、第7条第1項の規定に基づく交付決定を受けていない者であること。
- (6) 大府市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく大府市結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象建物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 三世帯同居又は三世帯近居のために所有するもので、子又は親のいずれかの名義又は共有名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 第6条第3項の規定により補助事業の認定の通知を受けた日以降の契約に基づき、新築等又はリフォームをする住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのない住宅であること。
- (5) 賃貸を目的とする住宅でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建物の新築等又はリフォームに係る建築工事費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 本市の他の補助金の補助対象となっている部分の経費
- (3) その他市長が補助対象経費として適当でないとするもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費とし、10万円を限度とする。ただし、補助対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、補助金の額は、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 新築等又はリフォームをするに当たり、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者を利用する場合 30万円
- (2) 大府市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第4条の規定に基づく耐震改修工事と同時にを行う場合 20万円（大府市民間木造住宅耐震改修費補助金と補助金を合計して160万円を限度とする。）

（補助事業認定申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次条第1項の規定による補助金交付申請の前に、あらかじめ、補助事業について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、大府市三世帯住宅支援事業費補助事業認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 子と親の関係が分かる書類の写し

- (2) 子世帯に出生した孫がない場合、出生予定が分かる書類
- (3) 子世帯が親世帯と1年以上同一敷地内に居住していないことを証明できる書類（子世帯及び親世帯の住民票等）
- (4) 三世代近居をする子世帯が市内に居住しているときは、賃貸借契約を締結した住宅に居住していることが分かる書類
- (5) 工事の図面
- (6) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (7) 位置図
- (8) 市内事業者を利用する場合は、当該事業者が市内に本社を有すること（個人事業者を利用する場合については、市内に在住する者であること。）を証明する書類（登記事項証明書等）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大府市三世代住宅支援事業費補助事業認定通知書（第2号様式）により認定申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助事業の認定を決定する場合において、認定申請者に対し、条件を付することができるものとする。

（補助金交付申請）

第7条 前条の規定により補助事業の認定を受けた者は、大府市三世代住宅支援事業費補助金交付申請書（第3号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同条第2項の規定により添付した書類の内容に変更がない場合及び明らかに補助金額に影響のない場合は、第7号及び第8号に掲げるものを除き、その添付を省略することができる。

- (1) 子と親の関係が分かる書類の写し
- (2) 子世帯に出生した孫がない場合、出生予定が分かる書類
- (3) 子世帯が親世帯と1年以上同一敷地内に居住していないことを証明できる書類（子世帯及び親世帯の住民票等）
- (4) 三世代近居をする子世帯が市内に居住しているときは、賃貸借契約を締結した住宅に居住していることが分かる書類
- (5) 工事の図面
- (6) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (7) 子世帯及び親世帯の市税の完納証明書等（居住している市町村が発行するもの）
- (8) 契約書の写し
- (9) 市内事業者を利用する場合は、当該事業者が市内に本社を有すること（個人事業者を利用する場合については、市内に在住する者であること。）を証明する書類（登記事項証明書等）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を大府市三世代住宅支援事業費補

助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行をするため、市長が必要な事項について確認等を求めた場合は、協力すること。

(2) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

(3) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める状況を満たしていること。ただし、療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

ア 三世帯同居の場合 第11条第1項に規定する完了実績報告書の提出の際、子世帯の全員が親世帯とともに補助対象建物に居住していること。

イ 三世帯近居の場合 第11条第1項に規定する完了実績報告書の提出の際、子世帯の全員が補助対象建物に居住していること。

(4) 子世帯が、第11条第2項の規定による審査結果通知書の受領後、継続して5年間補助対象建物に居住すること。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ、大府市三世帯住宅支援事業費補助金変更交付申請書（第5号様式。以下「変更交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となった新築等又はリフォーム（以下「補助事業」という。）の施工箇所の変更

(2) 交付決定を受けた補助金の額の変更

2 受給者は、前項の規定により変更交付申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 変更内容を記した図面

(2) 変更後の補助対象経費の内訳が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大府市三世帯住宅支援事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 受給者は、事業認定後又は交付決定後において、補助事業を中止しようとする場合は、大府市三世帯住宅支援事業費補助事業における中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告書等）

第11条 受給者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の2月28日（同日が市役所の休庁日に当たるときは、直前の開庁日）のいずれか早い日まで（休日を除く。）に、大府市三世帯住宅支援事業費補助金完了実績報告書（第8号様式。以下「完了実績報告書」とい

う。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し(変更契約を締結している場合に限る。)
- (2) 領収書等の写し
- (3) 工事の着手前、施工状況及び完了後の写真
- (4) 補助対象建物に子世帯が入居したことが分かる書類
- (5) 補助対象建物の登記簿の全部事項証明書等の写し
- (6) 補助事業が適正に施工されたことを証する書類(検査済証等)
- (7) 三世帯近居の場合は、工事完了日以降の親世帯の住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市三世帯住宅支援事業費補助事業における審査結果通知書(第9号様式。以下「審査結果通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 受給者は、審査結果通知書を受け取った日から起算して10日以内に請求書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条第1項に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 受給者は、交付決定後5年以内に第8条第2項第3号ただし書に定める事由が発生した場合は、大府市三世帯住宅支援事業費補助金交付状況変更承認願(第11号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。